令和 5 年度 大阪私立学校英語教育研究会

役員、幹事一覧表

(敬称略 順不同)

会 長 天野 久

(清明学院高等学校 校長)

副会長 森脇 啓次

(興國高等学校:府高英研副会長、芸文連部会長、ESS 部会議

(兼事務局長)

• 英語祭統括責任者、会計兼任)

連絡幹事 塚原 智也

(明星中高等学校:府中英研常任理事・ESS・行事企画担当、

調査研究担当)

幹 事 吉田 成

(清風南海中高等学校:暗唱弁論担当、フィールドワーク担当)

同 上 田中 純一郎

(明星中高等学校:行事企画担当、調査研究担当)

同 上 辻村 和幸

(浪速中学高等学校:行事企画担当、調査研究担当)

同 上 泥谷 光博

泥谷 光博 (あべの翔学高等学校:暗唱弁論担当、調査研究担当)

同 上 御崎 健太郎

(桃山学院中学高等学校: ESS·行事企画担当、調查研究担当)

同 上 岩見 めぐみ

(大阪女学院中高等学校:ESS・行事企画担当、調査研究担当)

同 上 張村 麻紀子

(帝塚山学院中高等学校:ESS・行事企画担当、調査研究担当)

同 上 松木 龍太

(大阪学院大学高等学校:行事企画担当、調査研究担当)

会計監査 横田 陽子

(開明中高等学校)

大阪私立学校英語教育研究会会則

- 第1条(名 称) 本会は大阪私立学校英語教育研究会と称する。
- 第2条(事務局) 本会の事務局は会長在任校か副会長在任校におく。ただし事情により他の学校 を事務局とすることができる。
- 第3条(目 的) 本会は各校における英語教育の推進と資質の向上及び会員相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第4条(構成) 本会は大阪私学振興教育研究所に属し次のような構成とする。
 - 1 正会員・・・大阪府内に所在する私立学校に勤務する英語科担当教員
 - 2 賛助会員・・・この会の目的達成を援助する者で、総会で承認した者
 - 3 顧 問・・・役員会で推薦し総会で承認した者
- 第5条(事業) 本会は第3条の目的を達成するため下記の事業を行う。
 - 1 研究及び調査
 - 2 講演会、研修会、見学会等の開催
 - 3 生徒の学習の助成促進
 - 4 会誌、図書の編集発行
 - 5 他の英語教育研究会との連絡および協力
 - 6 会員名簿の発行
 - 7 その他必要と認める事項
- 第6条(役員) 本会に下記の役員をおく。

会 長 1名

副 会 長 若干名

会 計 1名

連絡幹事(書記) 1名

幹 事 若干名

監 查 若干名

会長、監査は総会において選出する。

副会長、会計、連絡幹事、幹事は会長がこれを委嘱する。

第7条(役員の任務)

- 1 会長は本研究会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
- 3 会計・連絡幹事は本会の事務会計を処理する。
- 4 幹事は会務を分掌し審議する。
- 5 監査は会計および会務を監査する。

第8条(役員の任期)

役員の任期は2年とし再任を妨げない。

補充による役員の任期はその役員の残余期間とする。

第9条(総 会)

1 総会は年1回とする。ただし臨時に開くことができる。

- 2 総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。
- 3 総会では下記の議事を審議する。
- ア 役員改選
- イ 事業計画
- ウ 予算決算
- エその他

第 10 条 (会 議)

本研究会の会議は、次のとおりとする。

- 1 執行部会は、会長、副会長、会計、連絡幹事をもって構成し、会務を処理する。
- 2 幹事会は、会長、副会長、会計、連絡幹事、及び幹事をもって構成し、年1回以上開催 する。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって 決する。

なお、委任状の提出をもって出席に代えることができる。

第11条(会計)

本会の経費は次の収入を以て充てる。

- 1 会 費……会員1名年額 円(当分はとらない)
- 2 補助金
- 3 事業収益
- 4 寄 付 金
- 5 そ の 他

(会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする)

第 12 条

本会則の改正は幹事会の議決を得なければならない。

1 本会則の運営について必要な事項は、執行部会が別に定める。

(付 則)

この会則は、昭和45年6月20日から施行する。

(平成 16 年 4 月 1 日改正)

(平成 18年 3月 20 日改正)

(平成 22 年 6 月 11 日改正)